



島根県報

平成28年10月14日（金）

号外 第 163 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第617号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3020番4地先から同番1地先まで	前	メートル 5.04～ 5.56	メートル 55.66	浜田県土整備事務所 迂回路工事 拡幅
			後	5.04～ 10.51	57.40	
"	波佐匹見線	益田市匹見町道川口509番9地先から同口510番14地先まで	前	9.50～ 21.00	241.50	災害防除工事 拡幅
			後	11.00～ 44.50	241.50	
"	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町イ379番1地先から同町イ382番1地先まで	前 A	5.80～ 9.20	58.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 橋梁修繕工事 ダブルウェイ 仮設道設置
			後 A	5.80～ 9.20	58.00	
			B	5.00～ 8.20	64.80	
"	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木786番4地先から同765番1地先まで	前	7.82～ 8.06	54.93	益田県土整備事務所津和野土木事業所 橋梁修繕工事 拡幅 仮設道設置
			後	7.82～ 18.22	54.93	
"	萩津和野線	鹿足郡津和野町名賀911番8地先から同914番1地先まで	前	10.00～ 13.00	120.00	河川災害復旧工事 減幅 仮設道撤去
			後	10.00～ 12.20	120.00	

島根県告示第618号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ143番4地先から同イ144番1地先まで	メートル 45.00	平成28年 10月14日	益田県土整備 事務所	